

地震の発生及び気象の警報が発表された場合の緊急措置について

下記の場合は、次のような対応をおねがいます。なお、このプリントは各ご家庭で保存しておいてください。

地震発生時の措置（1号認定の子ども、2号認定の子ども共通対応）

1	大地震（震度5弱以上）が発生の場合	
	始業前	臨時休園
	保育中	保育中止（状況に応じて幼稚園待機または帰宅措置の連絡をします。） 翌日 臨時休園
	降園後	翌日 臨時休園
2	震度4以下の地震が発生の場合	
	園施設の被害状況・通園路の安全状況により、臨時休園の措置をとるかどうかが判断しますので、 <u>臨時休園の連絡がない限り登園してください。</u>	

※ 大地震発生時の臨時休園の期間は、被害状況によりますので園より連絡します。

警報発表時の措置（1号認定の子どもと、2号認定の子ども別対応）

茨木市（大阪府・北大阪）に「暴風警報」、または「特別警報」が発表された場合のみ、下記の措置をとります。

なお、従来の「大雨」「大雨・洪水」の警報が発表された場合は通常どおり登園してください。

		1号認定の子ども	2号認定の子ども
1	午前6時30分の時点で「警報発表」の場合	自宅待機（注 2）	自宅待機 ※正午までに警報が解除になった場合は登園（注 1）
2	午前7時の時点で「警報発表」の場合		
3	午前9時までに警報解除の場合	登園（平常保育）※14時までの保育の場合は弁当が必要です。	
4	午前9時に警報が解除されていない場合	臨時休園	臨時休園
5	正午に警報が解除されていない場合		

（注1） 正午までに解除された場合でも、欠席される時や12時30分を過ぎる時は必ず連絡をお願いします
登園が正午を過ぎる場合は、ご家庭で食事を済ませてきてください。

（注2） 7時の時点で警報が出ている場合は、朝の預かり保育は開設しません。

（注3） 保育中に「暴風警報」「特別警報」が発表された場合は、原則としてその時点で保育を中止します。
園の指示に従ってお迎えに来てください。